平成２４年（フ）第６０号
愛知県豊橋市大崎町字柿ノ木43番地　102、従前の住所愛知県豊橋市南大清水町字元町429番地の２
債務者　清水　隆宏
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第７６号
愛知県豊橋市花中町205番地の１　206
債務者　菅沼　良春
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９０号
愛知県豊橋市小向町字北小向124番地
債務者　伊藤　知和
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９６号
愛知県豊川市御油町西欠間31番地の３　コーポシオンＡ棟102号
債務者　宗像　玉枝
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９８号
愛知県豊川市萩町上大田面69番地２
債務者　田中　智美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１０１号
愛知県新城市豊栄1401番地３、従前の住所愛知県新城市川田字新平10番地８　フランディーアＡ102号
債務者　安樂　洋佑
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２２７９号
大阪府豊中市曽根東町５丁目10番27―101号、前住所大阪府豊中市曽根東町１丁目11番１―706号
債務者　備前　詩織
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４号
岡山県高梁市有漢町有漢4208番地２
債務者　大月　一弥
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３号
岡山市東区松新町163番地33、住民票上の住所岡山市東区西大寺中野６番地42
債務者　小松　　茂
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１３号
横浜市西区浜松町８番11―308号
債務者　平野　光子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９号
熊本県八代市千丁町古閑出786番地２
債務者　岩井　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２０号
熊本県八代市千丁町古閑出786番地２
債務者　岩井　　緑
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２１号
熊本県八代市井上町423番地１　102
債務者　田村　昌代
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１６５号
静岡県浜松市南区瓜内町917番地の１　メゾンサンウッド瓜内105号、前住所静岡県浜松市南区下江町708番地の１　サンハイツ明日香２号棟Ｅ
債務者　川北　美奈（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
静岡市清水区興津本町256番地の５
債務者　望月　沙恵
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部